

(案)
契 約 書

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「機構」という。）神奈川県立がんセンター 総長古瀬 純司（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 内視鏡システム（以下「物件」という。）の賃貸借（保守含む）
- (2) 契約の対象 別紙仕様書のとおり
- (3) 設置場所 神奈川県立がんセンター
- (4) 履行期間 令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

※月額定額払い方式の場合

- (5) 契約金額 金〇〇〇〇〇〇円（月額金〇〇〇〇円）
課税事業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）

(内訳)

| | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 令和7年3月1日から令和7年3月31日まで | 金〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円） |
| 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで | 金〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円） |
| 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで | 金〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円） |
| 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで | 金〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円） |
| 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで | 金〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円） |
| 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで | 金〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円） |
| 令和12年4月1日から令和12年2月28日まで | 金〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円） |

※症例単価払い方式の場合

- (5) 契約金額 1 症例単価 金〇〇〇〇〇〇円（税抜き）
契約基準金額 〇〇〇〇〇〇円（症例予定数 36,360例）
なお、契約基準金額はこの契約の上限額とする。

- (6) 契約保証金 機構が定める契約事務取扱規程第26条第9号の規定に基づき免除

する。

(7) 代金支払場所 株式会社三井住友銀行横浜支店

(物件の納入及び検査)

第2条 受注者は、発注者が物件を正常に使用できる状態で納入するものとし、発注者は受注者から納入の通知があったときは速やかに検査を行うものとする。

2 前項の検査に不合格となったときは、受注者は当該物件を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに良品を納入し、再度発注者の検査を受けるものとする。

3 納入に要する費用は全て受注者の負担とする。

※月額定額払い方式の場合

(代金の支払方法)

第3条 代金は、賃貸借期間開始日の属する月を第1月とし、賃貸借期間中の暦月を単位として、毎月これを支払う。ただし、賃貸借期間に1か月未満の端数が生じたとき、又は受注者の責めに帰すべき事由により、物件を使用できなかった期間があったときは、当該月分の賃貸料は、日割計算によって算定した額とする。

2 発注者は、受注者から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に代金を支払う。

※症例単価払い方式の場合

(代金の支払方法)

第3条 代金は、賃貸借期間開始日の属する月を第1月とし、賃貸借期間中の暦月を単位として、毎月これを支払う。この場合、代金は第1条第5号の1症例単価に一月当たりの内視鏡下診療行為数（以下「症例数」という。）を乗じた金額及びその消費税相当額（以下これらを「V P P料金等」という。）とする。ただし、V P P料金等が他の定めにより変更されたときは、変更後のV P P料金等とする。症例とは、厚生労働省告示の「一般医科診療報酬点数表」に記載されている、機器を用いた診療、及び治療行為のことをいう。

2 発注者は、受注者から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に代金を支払う。

(履行遅滞)

第4条 受注者は、第1条第1項第2号に規定する物件を仕様書記載の期日（以下「納入期限」という。）までに納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延見込み日数等を記載した書面により、発注者に納入期限の延長を申し出なければならない。

2 発注者が前項の申出を受けた際に、特に納入期限の延長を認める必要がある場合には、受注者の申出を承認することができる。

3 前項の規定により納入期限を延長する場合に、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、発注者は違約金を徴収する。違約金の額は、当該物件に係る契約金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号。以下「遅

延利息率」という。)で計算した額とし、発注者が代金を支払う際に控除して徴収する。ただし、違約金の計算の基礎となる日数には検査に要した日は算入せず、違約金の額が100円未満であるときは違約金を徴収しない。

- 4 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき又は発注者の都合により納入が遅れたときは、違約金を徴収しない。
- 5 発注者の責めに帰する事由により第3条第2項に規定する支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して第3項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、発注者が第3条第2項に規定する支払期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は同条第2項に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。なお、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

- 2 前項(ただし書を除く。)の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる一切の権利を第三者に譲渡するときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(契約不適合責任)

第6条 受注者は、物件の機能等の不完全その他本契約に適合しない状態については、物件の引渡し完了後も賃貸借期間中はその補償及び交換にあたること。

(物件の管理)

第7条 発注者は、物件の管理に当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

- 2 故障等により物件の使用ができないときは、発注者と受注者とが協議のうえ、必要に応じて受注者が代替の物件を提供すること。

(物件の保守)

第8条 受注者は、仕様書に定める間、発注者が物件を正常に使用できるよう定期的に点検調整を行う。

- 2 物件に障害が発生した場合は、受注者は発注者の要求により速やかに必要な措置を講じる。
- 3 物件の保守に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、その保守が発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りでない。

(所有権の表示)

第9条 受注者は、受注者所定の様式により、この所有に属する旨の標識を付する。

(現状変更)

第10条 発注者は、次の各号の行為をするときは、事前に受注者の承諾を得ること。

- (1) 物件にその他の装置・部品及び附属品を設置し、又は物件からそれを取外すとき。
- (2) 物件に付された表示を取外すとき。
- (3) 物件を他へ移動するとき。

(報告義務)

第11条 発注者は、次のときは、直ちに受注者に通知する。

- (1) 物件について盗難、損傷等の事故が発生したとき。
- (2) 物件自体、又はその取扱いに起因する事故により第三者等に損害を与えたとき。

(損害保険)

第12条 受注者は、物件について賃貸借期間を保険期間とする動産保険契約を受注者の選定する損害保険会社と締結するものとし、この場合の保険料は受注者が負担する。

(受注者の損害賠償請求等)

第13条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって物件に損傷を与えた場合は、その賠償を発注者へ請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者が前条に定める保険契約に基づいて保険金を受取った場合は、その保険金額を限度として発注者はその責めを免がれる。

(秘密の保持等)

第14条 受注者は、物件の保守及び管理に際して、物件の設置場所に、受注者及び受注者の委任を受けた技術者等を立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させること。

- 2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。
- 3 受注者は、この契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(配送方法)

第16条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

い。

(業者調査への協力)

第17条 発注者又は機構の理事長が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者又は機構の理事長は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する機構の事業年度から6事業年度の間は、同様とする。

(契約内容の変更)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは書面をもって受注者に通知し、第1条に定める内容を変更することができる。ただし、第1条第1項第2号、第4号及び第5号の内容を変更する場合は、発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部、又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 契約の締結あるいは履行に当たって不正な行為（次条に定める不正行為を除く。）をしたとき、契約の履行を遅延したとき又は契約期間内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条に規定する物件の補償及び交換がなされないとき。
- (3) 発注者の監督若しくは検査の実施にあたり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (7) 第5条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
 - (8) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第22条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - イ 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
 - ウ 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
 - エ 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
 - (9) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。
 - ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
 - イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。
 - ウ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。この場合、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

- (2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 第1項第8号の規定に基づいて、発注者が契約を解除した場合は、受注者は違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第1項第8号及び前項の規定は、受注者が次の各号に該当するときに準用する。
- (1) 受注者がこの契約履行にあたり、反社会的勢力と関係を持ったとき。
- (2) 契約締結後に受注者が反社会的勢力であることが判明したとき及び反社会的勢力が直接又は間接的に受注者を支配するに至ったとき。
- 5 受注者は、第1項第9号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(賠償金等の徴収)

- 第21条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数に応じ、賠償金等の額につき遅延利息率で計算した額（以下「遅延利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。
- 2 物件の代金が未払の場合にあつては、発注者は、賠償金等を発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。また、契約金の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて遅延利息を、発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収するべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第22条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第23条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履

行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 受注者が債務の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(受注者の解除権)

第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、この契約の解除により発注者に損害が生じても受注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 発注者が法令、又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

2 前項の規定により受注者が契約を解除したことにより、受注者に損害が生じたときは発注者はこれを賠償する。また、物件の撤去に要した費用は発注者の負担とする。

(物件の撤去)

第25条 受注者は、賃貸借期間が満了したとき又は第19条若しくは第20条によりこの契約を解除されたときは、受注者の負担により速やかに物件を撤去するものとする。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第27条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第28条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、機構の会計に関する規則に基づくほか、発注者と受注者が協議して決定する。

※症例単価払い方式の場合

(V P P料金等の特則)

第29条 第4条から第25条までの条文と別紙1に定めるV P P料金等の特則（以下「特則」という。）とに相違があった場合、特則を優先して適用するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市旭区中尾2丁目3番2号
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立がんセンター
総長 古瀬 純司

受注者

※症例単価払い方式の場合

別紙1 V P P料金等の特則（第29条関係）

（目的物件の貸与等及び下取対象品の所有権移転）

- 第1条 受注者は、発注者が指定する目的物件（以下「貸与物件」という。）を発注者の依頼に基づき入手し、これをこの契約に定めるところにより発注者に貸与し、発注者はこれを借り受けるものとする。ただし、貸与物件は、この契約の定めによる貸与物件の変更又は入替があったときは、これに応じて変更するものとする。
- 2 受注者は、受注者が発注者にとって有用と認めた場合、発注者による内視鏡を用いた診療活動に資する情報の提供（ベンチマークレポートサービスを含む。）を発注者に行うものとする。ただし、発注者が望まない場合は、この限りではない。
- 3 発注者は、下取対象品の所有権を、下取品引渡日欄に記載された各期日までに、受注者に移転するものとする。ただし、発注者と受注者の間において下取対象品の所有権移転がないものと定めたときはこの限りではない。

（V P P料金の管理）

- 第2条 発注者と受注者は、発注者におけるV P P料金（1症例単価及び契約基準金額のことをいう。以下同じ。）の実質的負担がその実際に実施される症例数に応じたものとするを実現するために次項以下の措置をとるものとする。
- 2 発注者は、各月末日の翌日から10日以内に当該各月において実際に実施された症例数を受注者に対して書面により通知するものとする。
- 3 この契約における「実際に実施された症例数」には、貸与物件による症例数のみならず設置場所を含む発注者の施設内において消化器内視鏡関連機器を用いて実施された全ての症例数を含むものとする。
- 4 発注者は、各月毎の実際に実施された症例数を各月末日の翌日から10日以内に受注者の指定した症例数台帳に記帳するものとし、第2項の通知をなすに際してはその写を受注者に提出するものとする。

（契約の内容の改定）

- 第3条 この契約の内容は、契約内容改定時期において、同紙に記載の契約改定方法に基づき、同紙に記載の契約内容改定基準に従い改定該当となった場合は、発注者の選択によりその契約期間又は1症例単価につき変更されるとともに、この契約に定める保守還元割引の適用があるときは、契約基準金額につき保守還元割引額相当額において減額し、これに応じて1症例単価を減額する変更をするものとする。
- 2 受注者は、前項による変更の有無にかかわらず、契約内容改定時期の3か月前までに、前項に定める契約内容改定及びこの契約に定める保守還元割引の該非、これに該当する場合にはこれに応じて、変更後のこの契約期間、1症例単価、契約基準金額及び保守還元割引額の全部又は一部を発注者に対し書面により通知するものとする。

- 3 発注者は、前項の書面による通知を受けたときはこれを確認した上、契約内容改定時期の2か月前までに、第1項の適用による契約内容改定に該当しない場合又はこれに該当して契約期間若しくは1症例単価のいずれを変更するかにつき発注者が選択できない場合には、当該通知を確認した旨を書面に記して、これを受注者に対し交付するものとする。また、契約内容改定に該当する場合で、発注者が選択できるときには契約期間又は1症例単価のいずれを変更するかについての意思表示を書面に記して、これを受注者に対し交付するものとする。なお、これらの確認の通知又は意思表示が契約内容改定時期までに受注者に到達しない場合には、受注者は、場合に応じて確認の通知があったものとみなし、契約期間若しくは1症例単価のいずれを変更するかにつき自ら決定し、もって以後の運用を行うことができるものとする。
- 4 第1項による契約内容の改定における改定方法及び改定基準の適用にあたって用いられる「実際に実施された症例数」は前条第3項によるものとする。

(貸与物件の変更)

第4条 発注者は、契約期間の開始日から起算して12か月経過した日以降、次の条件の全てを満たすことを条件として、次項の定めに従い、貸与物件中、発注者が任意に選択した物件（以下「変更対象物件」という。）を、貸与物件から取り除くことができるものとする。ただし、次項に定める発注者の申し出を受けて、受注者が行う与信判断の結果如何によっては、これが出ない場合があるものとする。

- (1) 契約期間の開始日以降に新たに販売を開始した製品であって、変更対象物件の交換可能カテゴリに属するものとして受注者が定める物件（以下「導入対象物件」という。）を、受注者が定める条件に則って、受注者から新たに借り受けること。
 - (2) 導入対象物件について、次項に定める使用終了日の翌日を発効日として、前号の受注者が定める条件を定めた契約を受注者と締結すること。
 - (3) 第1号に基づき発注者が借り受ける導入対象物件が、変更対象物件1物件につき1物件であること。
 - (4) 次項に定める変更契約を受注者と締結すること。
- 2 発注者は、前項の定めに基づき変更対象物件を貸与物件から取り除くことを希望する場合、当該変更対象物件の使用終了希望日の2か月前までに、その旨を受注者に使用終了希望日を特定して申し出るものとする。発注者及び受注者は、当該発注者の申し出があった場合、発注者受注者協議の上定める変更対象物件の使用終了日（以下「使用終了日」という。）の翌日以降において、変更対象物件を除く貸与物件に関して適用されるべきV P P料金（第1条の定め趣旨に従い受注者が定める方法で見直されるもの。なお、この契約に定める保守還元の適用がなされており、そのため受注者が定める方法による見直し後のV P P料金がゼロ又は負の値となる場合には、発注者受注者協議の上定める備忘価格をこれに代える。）並びに次項に定める変更手数料及び変更時調整金の額を、速やかに発注者に提示するものとする。受注者による当該提示の後、当該使用終了日までに、発注者及び受注者が、次の項目を含む変更対象物件を貸与物件から取り除く旨の変更契約を締結するものとする。
- (1) 前項に定める変更対象物件
 - (2) 本項に定める使用終了日

- (3) 本項に定める使用終了日の翌日以降に適用されるべきV P P料金
 - (4) 受注者が定める変更手数料及び変更時調整金
- 3 前2項により変更対象物件が貸与物件から取り除かれる場合、当該変更対象物件につき、発注者は、受注者に対して発注者受注者間で協議のうえ定める方法により算出した額の変更手数料を支払う義務を負い、また、発注者受注者間で協議のうえ定める方法により算出した額の変更時調整金について精算するものとする。
- 4 本条の定めに基づき変更対象物件が貸与物件から取り除かれる場合、当該変更対象物件の返還については契約終了時の定めを準用する。

(システム物件の入替)

第5条 発注者は、本条の定めに従って、V P P料金を変更することなく、受注者の指定する貸与物件（以下「入替可能システム物件」という。）のそれぞれにつき、その中から発注者が選択した物件（以下「入替対象システム物件」という。）と当該入替対象システムと替わるべき新製品（本項各号の要件を満たすものを指し、以下「導入可能システム物件」という。）との入替を希望することを、受注者に書面により申し入れることができるものとする。なお、入替対象システム物件は、入替対象システム物件の交換可能カテゴリと同じカテゴリに属すると受注者が合理的に認める導入可能システム物件においてのみ入替可能になるものとする。また、当該入替対象システム物件が、その性質上他の入替可能システム物件と組み合わせて本来の機能を発揮する機器として発注者により導入され、かつ、使用されていると受注者が合理的に認めるものである場合は、この申入れ及び入替については、当該他の入替可能システム物件も同時に入替されるものとする。

- (1) 契約期間の開始日以降に新たに販売を開始した製品であること。
 - (2) ビデオシステム、光源装置又はこれらの有する主たる機能の全部又は一部を有する機器であること。
- 2 前項の発注者の申入れがあった場合、受注者は、すみやかに当該申入れ内容が前項所定の要件に合致しているか否かを確認し、合致している場合には、請書を発行するものとする。この場合、受注者は、発注者の申入れの到達日から起算して1年以内の期間で発注者受注者間で協議の上定めた日を期日（以下「入替期日」という。）として当該入替対象システム物件と導入可能システム物件との入替を実施するものとする。なお、入替の結果新たにこの契約の貸与物件となる導入可能システム物件を、以下においては「入替後システム物件」という。ただし、受注者は、以下の第1号から第3号までのいずれかに該当した場合には、入替を行う義務を負わず、第4号に該当する場合には、何らの責任も負わないものとする。
- (1) 発注者受注者間で協議の結果、発注者が入替を望まず、入替の申込みを撤回した場合
 - (2) 前項の発注者の申入れがこの契約の終了時期の1年前の日以降に受注者に到達した場合に、受注者の責に帰すべき事由以外の事情により受注者がV P P契約の終了時期までの期間内に入替期日を指定できないとき
 - (3) 当該入替可能システム物件が契約開始時に未使用品であった場合には、発注者の入替の申入れの到達日から起算して1年以内に契約開始後1年経過した日が到来しないとき（発注者受注者間で協議の上、契約開始後1年経過した日以降の日を入替の期日として合意し

た場合を除く。)

(4) 入替期日の決定後、受注者の責に帰すべき事由以外の事情により、受注者が当該期日までに入替をすることができなかった場合

- 3 発注者は、本条に基づいて入替た入替後システム物件及び従前の契約（契約開始前に間断なく賃貸借期間が終了した契約）において入れ替えた入替後システム物件については、入替日を起算として、4年間、本条に基づく入替の対象とすることはできない。この4年間の期間は、本条第5項により後継契約において当該入替後システム物件を利用した場合及び「サービス期間満了時の期間の延長」の規定に基づきこの契約が延長された場合にも引き続き適用されるものとする。
- 4 法規制の改廃や技術環境の変化等その他の受注者の責に帰すべき事由以外の事情により、各入替可能システム物件につき、契約終了時までこれに対応する導入可能システム物件が新たに発売されなかった場合、受注者は、契約終了後すみやかに、発注者受注者間で協議の上定めた方法により、発注者に対して支払うものとする。ただし、当該入替可能システム物件が、その性質上他の入替可能システム物件と組み合わせて本来の機能を発揮する機器として発注者により導入され、かつ、使用されていると受注者が合理的に認めるものである場合は、受注者は発注者に対して、発注者受注者間で協議の上定めた方法により支払うものとする。
- 5 発注者は、内視鏡機器類を対象とする受注者所定の賃貸借契約であり、かつ、契約終了後、間断なくその賃貸借期間が開始する契約（以下「後続契約」という。）を受注者と締結した場合、発注者は、終了した契約において受注者から借り受けていた入替可能システム物件及び入替後システムを、終了したV P P契約における条件と同様の条件で利用することができるものとする。なお、当該入替後システム物件の希望販売価格が、当該入替後システム物件と入替を行った入替対象システム物件の希望販売価格と比較して受注者所定の基準を超えて増加又は減少した場合には、当該価格差を反映し、後続契約におけるV P P料金が変更されることがあるものとする。
- 6 前項の場合において、発注者が後続契約において、終了した契約における入替後システム物件又は入替可能システム物件を新たな入替可能システム物件として引き続き借り受けることをしない場合、入替後システム物件又は入替可能システム物件とその機能、性質及び実際の発注者における使用状況に鑑みて、当該入替対象システム物件に対する代替性があると受注者が認める製品については、当該後続契約における賃貸借の目的物件とすることはできないものとする。

(メンテナンスサービス)

第6条 受注者は、貸与物件及び発注者の指定する物件（ソフトウェア等を含む。以下「メンテナンス物件」という。）につき、契約期間内においてメンテナンスサービスを実施するものとする。ただし、受注者はメンテナンスサービスを受注者指定業者又はメンテナンス物件の供給元事業者若しくは供給元サービスセンター（以下「メンテナンス指定業者」という。）により行うものとする。

- 2 貸与物件につきメンテナンスの必要あるときは、発注者はメンテナンス指定業者に対して直接メンテナンス要請を行うものとし、受注者はメンテナンス指定業者に対して直接発注者に対

するメンテナンスサービスを実施させるものとする。

- 3 メンテナンスサービスは、発注者受注者間で協議した内容とする。
- 4 メンテナンスサービスが行われる場合、発注者は、受注者又はメンテナンス指定業者の求めに応じ次の行為を含めこれに協力をするものとする。
 - (1) メンテナンス物件につき受注者又はメンテナンス指定業者がその供給元事業者又は供給元サービスセンターとの間において有効な連絡ができるよう必要な措置をとること。
 - (2) メンテナンス物件につきそのメンテナンスサービスに必要なマニュアル資料その他の情報を収集し受注者又はメンテナンス指定業者に無償で貸与又は提供すること。
- 5 発注者は、貸与物件に故障等修復の必要を発見したときは直ちに受注者又はメンテナンス指定業者にこれを通知するものとする。
- 6 メンテナンスサービスにより交換された旧部品等の所有権（それに搭載される知的財産権を含む）は受注者に帰属し、受注者はこれを自由に処分できるものとする。
- 7 受注者又はメンテナンス指定業者は、メンテナンス物件にメンテナンスサービス対象であることを明示する標識を貼付することができるものとし、発注者は、契約期間中、貼付された標識を維持するものとする。
- 8 受注者又はメンテナンス指定業者によるメンテナンスサービスの提供にあたり、メンテナンス物件に格納されるデータ等については、発注者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、受注者又はメンテナンス指定業者は、当該データ等の喪失、抹消等に関して、一切責任を負わないものとする。
- 9 発注者は、各物件につき、譲渡や廃棄等の事情が生じる等して、V P P 契約上、これを対象とするメンテナンスサービスを受けることができなくなる場合、受注者指定の書式に当該物件についてメンテナンスサービスを受ける権利を放棄する意思を記載し、これを受注者又はメンテナンス指定業者に対して交付するものとし、受注者がそれを覚知したときに、当該意思表示は効力を発生するものとする。なお、当該放棄によってはV P P 料金の変更は生じないものとする。

(保守還元割引)

第7条 受注者は、第3条第2項に定める通知に先立ち、発注者受注者間で協議の上定めた方法に従い保守還元割引の適用有無及び保守還元割引額を確認するものとする。

(サービス期間満了時の期間の延長)

第8条 発注者は、契約期間の満了に際し、契約期間の満了の日から2か月前までに書面により受注者に対し通知して、貸与物件を受注者に対し返還せずに契約期間を延長することができるものとする。この延長期間中に適用される1症例単価は、契約期間開始時の1症例単価（貸与物件の交換が実施されている場合、受注者所定の正当な方法で換算されたもの）を、延長期間開始時の3か月前から遡って12か月間の実施症例数をV P P 契約期間開始時における1年分の予定症例数で除して得られた比率（以下「延長前達成比率」という。）で除して得られた金額（小数点以下四捨五入）とし、この延長期間中に適用される1か月あたりの予定症例数は、契約期間開始時の1か月あたりの予定症例数に、延長前達成比率を乗じて得られた数（小数点以

下四捨五入)とする。ただし、契約期間の延長は1か月単位において1回限りとし、またその延長された契約期間の満了日は契約期間の開始日から72か月を超えることはできない。

(貸与物件の返還・精算)

第9条 この契約が契約期間の満了若しくは解除により終了したとき又はこの契約の定めにより受注者から貸与物件の返還の請求があったときは、貸与物件の通常の損耗及びこの契約の定めによって受注者が附合物の分離を認めた場合を除いて、発注者は、直ちにその負担により貸与物件を原状（貸与物件に記録された個人情報を含む全ての情報の消去、貸与物件において使用した外部記録媒体の撤去及び貸与物件において使用した薬剤の抜き取りが済んでいることを含む）に復した上、受注者に対しその指定する場所にこれを返還するものとする。

2 前項の場合において発注者における貸与物件の返還の履行が遅延した場合には、受注者の要求があったときは、発注者は、返還をなすべき時期からその履行の完了までの間に実際に実施した症例数に当該時点において有効な1症例単価を乗じた額の損害金を受注者に支払うとともに、この契約の定めにしたがうものとする。

3 第1項の場合において発注者が貸与物件の返還義務を負うときは、受注者又は受注者の指定する者による貸与物件の所在場所からの引揚について発注者は、これを妨害したり拒んだりしてはならない。

〔契約書別添（第15条関係）〕

（秘密等の保持）

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱い）

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

（派遣労働者）

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（従事者等の教育及び研修）

第6条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における個人情報取扱事業者の義務及び本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。第6項において同じ。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること（再委託の相手方の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者は第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承認を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の処理に関する責任を負うものである。

（個人情報の取扱い及び取得）

- 第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとともに、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（目的以外の利用禁止）

- 第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された媒体（媒体に記録された個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下、この特記事項において同じ。）を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製、複製の禁止）

- 第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された媒体を発注者の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製してはならない。

（個人情報の安全管理）

- 第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された媒体に記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。
- 2 受注者は、発注者から媒体の引き渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出する。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする

- るときも、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
 - 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
 - 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
 - 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
 - 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
 - 11 受注者は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して第1項の個人情報を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）は、次の各号の定めるところにより措置を講じなければならない。
 - (1) 担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと。
 - (2) 個人情報を取り扱う情報システムを使用する従事者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証すること。
 - (3) 個人情報を取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること。
 - (4) 情報システムの使用に伴う個人情報の漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること。
 - 12 受注者は、前2項に定める個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

- 第12条 発注者から引き渡された媒体に記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。
- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 5 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
 - 6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（漏えい等発生時の対応）

- 第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講

ずるものとする。

(立入調査等)

第14条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求めると及び受注者の作業場所（再委託及び再々委託が行われている場合においては、その相手方の作業場所も含む。）を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

仕様書

1 調達物品

1.1 本契約は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター（以下「当センター」という。）が所有する既存のオリンパス製内視鏡システム3台をリースによる機器更新を行うものである。調達物品の一覧は、1.2に示すとおりである。ただし、他社製内視鏡システムで機器更新することも可能とし、その場合には、1.3に示す機器も導入すること。

1.2 調達物品の構成

(1) 内視鏡システム

(内訳)

- | | |
|-------------------|----|
| (1.1) ビデオシステムセンター | 3台 |
| (1.2) モニター | 3台 |

(2) 超音波内視鏡システム

(内訳)

- | | |
|----------------------|----|
| (2.1) プローブ駆動ユニット | 1台 |
| (2.2) 超音波ガストロビデオスコープ | 1台 |

(3) ビデオスコープ

(内訳)

- | | |
|----------------------|----|
| (3.1) 上部消化管汎用ビデオスコープ | 8台 |
| (3.2) 大腸ビデオスコープ | 5台 |
| (3.3) 十二指腸ビデオスコープ | 1台 |
| (3.4) 気管支ビデオスコープ | 2台 |
| (4) 超音波洗浄機 | 1台 |
| (5) 高周波手術装置 | 2台 |

1.3 他社製内視鏡システムで機器更新する場合は、次の機器も追加で導入すること。

(1) 内視鏡システム（追加分）

(内訳)

- | | |
|-----------------|----|
| (1.3) 内視鏡用送水ポンプ | 3台 |
| (1.4) 炭酸ガス送気装置 | 3台 |
| (1.5) 内視鏡用カート | 3台 |

(2) 超音波内視鏡システム（追加分）

(内訳)

- | | |
|-------------------|----|
| (2.3) 内視鏡用超音波観測装置 | 1台 |
|-------------------|----|

(3) ビデオスコープ（追加分）

(内訳)

- | | |
|----------------------|----|
| (3.5) 上部消化管汎用ビデオスコープ | 5台 |
|----------------------|----|

| | | |
|-------|-------------|----|
| (3.6) | 大腸ビデオスコープ | 2台 |
| (3.7) | 十二指腸ビデオスコープ | 2台 |
| (3.8) | 気管支ビデオスコープ | 3台 |

2 基本的要求条件

2.1.1 リース方式

リース方式は、メンテナンス付きリースとし、月額定額払い方式又は症例単価払い方式とする。

2.2 賃貸借期間

2.2.1 令和7年3月1日～令和12年2月28日（60か月）

なお、賃貸借期間中に実施する予定症例数は、36,360症例（606症例／月）とする。

2.2.2 症例単価払い方式の場合、賃貸借期間に実施する予定症例数の状況に応じて、協議の上、契約金額又は賃貸借期間を見直すことがある。

2.3 設置場所及び納期

2.3.1 設置場所 当センター内視鏡室

2.3.2 納期 令和7年2月28日まで

2.4 当センターにおいて、業務に滞りなく使用可能であること。

2.5 調達物品に係る性能、機能及び技術等の要求要件（以下「技術的要求要件」という。）は、下記3に示すとおりである。

2.6 搬入・据付・廃棄条件

2.6.1 物品の搬入は協議の上、当センターが指定した日時及び方法により行うこと。

2.6.2 搬入に当たっては当センターと協議の上、患者の安全及びプライバシーに十分に注意し作業すること。

2.6.3 既存機器の撤去については、当センターと事前協議の上で行うこと。また、撤去等に掛かる費用については本導入費用に含むものとする。なお、機器内に記憶媒体が設置されている場合は、記憶媒体消去の証明書を交付すること。

2.6.4 今回の調達物品の撤去についても、2.6.3と同様とする。

2.7 物品の調整、稼働準備

2.7.1 本物品が有効に稼働するために必要な調整について、納入者の負担により責任を持って行うこと。

2.7.2 本物品導入の際には、最新の状態で納品すること。

2.7.3 入札機器のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく製造販売承認が必要な医療機器やソフト等に関しては、入札時点でその承認を得ている物品であること。

2.7.4 本物品を使用する者に対し、導入時に安全使用講習を行い、安全運用及び

保守に必要な知識の説明及び指導を図ること。

2.7.5 操作マニュアルは日本語版を提供すること。

2.7.6 当センターにおける使用手順書を作成すること。

2.7.7 操作方法の説明は電話又は技術員によって誠意を持って行うこと。

2.7.8 入札物品は、納入後においても安全稼働が確保されていること。

2.8 保守点検体制

2.8.1 契約期間中に、通常の使用により機器に発生した故障等は、無償で対応することとし、保守契約に含めること。

2.8.2 本物品に必要な消耗品及び故障等の物品について供給が確保されていること。

2.8.3 障害発生時は、修理又は代替品の手配のため、少なくとも平日9時から17時までのオンコール対応ができること。

2.8.4 オリンパス製内視鏡システムで更新する場合は、1.2 調達物品の構成中(1)から(3)までの機器及び既存のオリンパス製内視鏡システムについて、年2回の定期点検を実施し、修理代替品を用意できること。

2.8.5 他社製内視鏡システムで更新する場合は、1.2 調達物品の構成中(1)から(3)までの機器及び1.3 調達物品の機器について、年2回の定期点検を実施し、修理代替品を用意できること。

3 技術的要求要件の概要

本件調達物品に関わる技術的要求要件は以下のとおりとする。

3.1 内視鏡システムについて以下の要件を満たすこと。

3.1.1 ビデオシステムセンターについて以下の要件を満たすこと。

3.1.1.1 光デジタル法による観察が可能であること。

3.1.1.2 デジタル出力が可能であること。

3.1.1.3 静止画記録機能が搭載されていること。

3.1.1.4 LEDランプを搭載していること。

3.1.1.5 光量調節が可能であること。

3.1.2 モニターについて以下の要件を満たすこと。

3.1.2.1 画面サイズは31型以上であること。

3.1.2.2 解像度3840×2160ピクセルの表示ができること。

3.1.2.3 12G-SDI端子を入出力それぞれ1系統以上設けていること。

以下は他社製内視鏡システムで機器更新する場合の追加機器である。

3.1.3 内視鏡用送水ポンプについて以下の要件を満たすこと。

3.1.3.1 鉗子チャンネル・副送水チャンネルのどちらにも接続可能であること。

3.1.3.2 流量の調整が可能であること。

- 3.1.4 炭酸ガス送気装置について以下の要件を満たすこと。
 - 3.1.4.1 炭酸ガス送気を最適な流量で安定供給できること。
 - 3.1.4.2 ワンタッチボタン操作で、炭酸ガスの送気、停止を制御できること。
 - 3.1.4.3 炭酸ガス送気流量の設定が可能であること。
- 3.1.5 内視鏡用カートについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.1.5.1 ビデオシステムセンター、周辺機器の設置、移動が可能であること。
 - 3.1.5.2 コンセントを3口以上有すること。
 - 3.1.5.3 キーボードトレイを有すること。
- 3.2 超音波内視鏡システムについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.2.1 プローブ駆動ユニットについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.2.1.1 プローブ駆動ユニットに超音波プローブを接続したとき、超音波プローブの周波数に応じた周波数コードを内視鏡用超音波観測装置に出力していること。
 - 3.2.1.2 プローブ駆動ユニットに超音波プローブを接続し、ラジアル走査させたとき、スムーズに回転すること。
 - 3.2.2 超音波ガストロビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.2.2.1 先端部外形が14.6mm以内であること。
 - 3.2.2.2 3.7mm以上のチャンネル径を有していること。
 - 3.2.2.3 視野角100°以上を有していること。
 - 3.2.2.4 電子走査はコンベックス方式を採用していること。
 - 3.2.2.5 血流動態が観察できること。
 - 3.2.2.6 コード長が1500mmであること。（別にケーブルを用意することも可）

以下は他社製内視鏡システムで機器更新する場合の追加機器である。

- 3.2.3 内視鏡用超音波観測装置について以下の要件を満たすこと。
 - 3.2.3.1 電子走査方式の超音波内視鏡や、プローブ駆動ユニット又はプローブ用超音波観測装置との組み合わせによりメカニカル走査方式のミニチュアプローブと接続可能であること。
 - 3.2.3.2 メカニカル走査式は12MHz、20MHzに対応、電子走査式は5MHz、7.5MHz、10MHz、12MHzに対応可能であること。
 - 3.2.3.3 焦点調整は焦点位置、焦点数の設定が可能であること。
 - 3.2.3.4 表示モードはB・FLOW・PW・THEの各モードから選択可能であること。
 - 3.2.3.5 ソフトウェアのインストールすることでCHE・ELST・SWQ又は造影EUSモード、エラストグラフィの各々のモードが使用可能であること。
 - 3.2.3.6 SDI、DVI、Y/C、コンポジット、の映像信号出力を有していること。

- 3.3 ビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.3.1 上部消化管汎用ビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.3.1.1 以下の要件を満たす上部消化管汎用ビデオスコープを1本用意すること。
 - 3.3.1.1.1 2.8mm径以上かつ1つ以上のチャンネルを有していること。
 - 3.3.1.1.2 視野角120°以上を有していること。
 - 3.3.1.1.3 先端部外径が11.7mm以下であること。
 - 3.3.1.2 以下の要件を満たす上部消化管汎用ビデオスコープを6本用意すること。
 - 3.3.1.2.1 レバー式又はボタン式拡大観察機能が搭載されていること。レバー式及びボタン式の両方を用意できる場合は、レバー式を4本、ボタン式を2本用意すること。
 - 3.3.1.2.2 先端部外形が9.9mm以下であること。
 - 3.3.1.2.3 副送水管路を有しウォータージェット機能を使用できること。
 - 3.3.1.3 以下の要件を満たす上部消化管汎用ビデオスコープを1本用意すること。
 - 3.3.1.3.1 先端部外径が5.8mm以下であること。
 - 3.3.1.3.2 2.2mm以上のチャンネル径を有していること。
 - 3.3.1.3.3 視野角140°以上を有していること。
 - 3.3.1.3.4 高周波焼灼装置を使用した治療が可能であること。
 - 3.3.2 大腸ビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.3.2.1 以下の要件を満たす大腸ビデオスコープを3本用意すること。
 - 3.3.2.1.1 拡大観察機能が搭載されていること。
 - 3.3.2.1.2 先端部外形が11.7mm以下であること。
 - 3.3.2.1.3 3.2mm以上のチャンネル径を有していること。
 - 3.3.2.1.4 副送水管路を有しウォータージェット機能を使用できること。
 - 3.3.2.2 以下の要件を満たす大腸ビデオスコープを1本用意すること。
 - 3.3.2.2.1 先端部外形が9.5mm以下であること。
 - 3.3.2.2.2 2.8mm以上のチャンネル径を有していること。
 - 3.3.2.3 以下の要件を満たす大腸ビデオスコープを1本用意すること。要件を満たせない場合は、3.3.2.1の大腸ビデオスコープも可とする。
 - 3.3.2.3.1 先端部外径9.8mm以下であること。
 - 3.3.2.3.2 3.2mm以上のチャンネル径を有していること。
 - 3.3.2.3.3 視野角140°以上を有していること。
 - 3.3.2.3.4 副送水管路を有しウォータージェット機能を使用できること。
 - 3.3.3 十二指腸ビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.3.3.1 先端部外形が13.5mm以内であること。

- 3.3.3.2 4.2mm以上のチャンネル径を有していること。
- 3.3.3.3 ガイドワイヤー固定機能が搭載されていること。
- 3.3.3.4 先端カバーの脱着が可能であること。
- 3.3.4 気管支ビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.3.4.1 以下の要件を満たす気管支ビデオスコープを1本用意すること。
 - 3.3.4.1.1 先端部外形が4.2mm以内であること。
 - 3.3.4.1.2 1.2mm以上のチャンネル径を有していること。
 - 3.3.4.1.3 視野角110°以上を有していること。
 - 3.3.4.2 以下の要件を満たす気管支ビデオスコープを1本用意すること。
 - 3.3.4.2.1 先端部外形が5.8mm以内であること。
 - 3.3.4.2.2 2.8mm以上のチャンネル径を有していること。
 - 3.3.4.2.3 視野角120°以上を有していること。

以下は他社製内視鏡システムで機器更新する場合の追加機器である。

- 3.3.5 上部消化管汎用ビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.3.5.1 3.3.1.1の要件を満たす上部消化管汎用ビデオスコープを5本用意すること。
- 3.3.6 大腸ビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.3.6.1 以下の要件を満たす大腸ビデオスコープを2本用意すること。
 - 3.3.6.1.1 拡大観察機能が搭載されていること。
 - 3.3.6.1.2 先端部外形が13.2mm以下であること。
 - 3.3.6.1.3 3.2mm以上のチャンネル径を有していること。
 - 3.3.6.1.4 副送水管路を有しウォータージェット機能を使用できること。
- 3.3.7 十二指腸ビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.3.7.1 3.3.3の要件を満たす十二指腸ビデオスコープを2本用意すること。
- 3.3.8 気管支ビデオスコープについて以下の要件を満たすこと。
 - 3.3.8.1 3.3.4.1の要件を満たす気管支ビデオスコープを2本用意すること。
 - 3.3.8.1 3.3.4.2の要件を満たす気管支ビデオスコープを3本用意すること。
- 3.4 超音波洗浄機について以下の要件を満たすこと。
 - 3.4.1 20°C以上50°C以下のヒーター温度機能が搭載されていること。
 - 3.4.2 30分以上のタイマー設定が可能であること。
 - 3.4.3 発振周波数38kHz以上であること。
- 3.5 高周波手術装置について以下の要件を満たすこと。
 - 3.5.1 本体について以下の要件を満たすこと。
 - 3.5.1.1 全てのモードは、電圧を一定に維持し、かつ、組織状況に応じ出力を自動的に調整する機能を有すること。

- 3.5.1.2 組織効果の再現性を高めるため、毎秒25,000,000回以上メス先で抵抗を計測する機能を有すること。
 - 3.5.1.3 手術領域に適合した切開・凝固モードを全部で19種類以上搭載していること。
 - 3.5.1.4 電弧の強度を一定に自動的に維持するモノポーラ切開モードを有していること。
 - 3.5.1.5 組織の状態に合わせてモジュレーションをダイナミックに調整するモードを有していること。
 - 3.5.1.6 200Vp以下のバイポーラ及びモノポーラ低電圧凝固モードを有していること。
 - 3.5.1.7 切開と凝固フェーズをインターバルで繰り返す切開モードを有していること。
 - 3.5.1.8 簡便な操作が可能となるよう設定変更はエフェクト設定のみで調整可能なこと。
 - 3.5.1.9 安全性を高めるため装置に内蔵されている対極板安全システムは、2面型対極板接続時において、接触状態と対極板の装着方向の両方を監視可能なこと。
 - 3.5.1.10 様々な術式により異なった設定ができるよう最大300個（以上）のプログラム保存が可能であり、一つのプログラムに最大6個までのサブプログラムの作成が可能であること。
 - 3.5.1.11 デバイス認識機能によりデバイスを接続するとディスプレイにアイコン表示される機能を有すること。
 - 3.5.1.12 デバイス誤接続を防止するため、プログラムされた設定を基に接続すべきソケットを提示する機能を有していること。
 - 3.5.1.13 専用のサポートソフトを利用して、Wi-Fi通信によりプログラムの作成、更新、エラー解析が行えること。
 - 3.5.1.14 視認性と操作性を良くするため10.4インチ以上のタッチスクリーンディスプレイを搭載していること。
 - 3.5.1.15 日本語表示を含む多言語表示が可能なこと。
 - 3.5.1.16 手技の必要性に応じて最大で4つのアクセサリを同時に接続可能なこと。
 - 3.5.1.17 器具を装着するソケットを必要に応じて本体を開けることなく交換が可能なこと。
 - 3.5.1.18 アルゴンプラズマ凝固装置が接続可能なこと。
 - 3.5.1.19 本体をアップグレードすることで、装置を買い足すことなくソフトウェアの変更、新しい技術の導入が可能なこと。
- 3.5.2 架台に関し、以下の要件を満たすこと。

- 3.5.2.1 ディスプレイが見やすいように傾けられた設計になっていること。
- 3.5.2.2 本体と連動可能な排煙装置が搭載できること。
- 3.5.3 1ペダルフットスイッチに関し、以下の要件を満たすこと。
 - 3.5.3.1 設定を切り替えるための機能を有していること。
 - 3.5.3.2 防水規格がIPX8以上なこと。
- 3.5.4 2ペダルフットスイッチに関し、以下の要件を満たすこと。
 - 3.5.4.1 設定を切り替えるための機能を有していること。
 - 3.5.4.2 防水規格がIPX8以上なこと。
- 3.5.5 モノポーラケーブルに関し、以下の要件を満たすこと。
 - 3.5.5.1 オートクレーブ滅菌対応であること。
 - 3.5.5.2 ケーブルが4 m以上であること。
- 3.5.6 高周波手術装置が、高周波利用設備に該当する場合は、諸官庁への申請に必要な書類を作成すること。